

ウェブアクセシビリティ特記仕様書

埼玉県（以下「県」という。）からホームページ作成・保守・運用業務等（以下「作成等」という。）の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、ウェブアクセシビリティ達成のため、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。なお、この特記仕様書の適用範囲は受託者が本契約で作成等するウェブコンテンツに限る。

1 ウェブアクセシビリティ確保に係る基本的対応

- (1) 受託者は作成等に当たっては、JIS X 8341-3:2016 に規定する適合レベル A 及び AA の達成基準に該当する事項をすべて満たすこと
- (2) PDF や動画等、HTML 以外の特定の技術を用いたコンテンツについても同様とするが、上記を満たすことが難しいと考えられる場合には、県と協議の上対応すること
- (3) 受託者が本契約で作成等するウェブコンテンツ一式において、県が別の方針を定めた場合にはこの限りではない

2 ウェブアクセシビリティ試験の実施

受託者はウェブアクセシビリティ基盤委員会が示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき作成後のコンテンツに対し、ウェブアクセシビリティ試験を実施するものとする。試験実施に当たっては、以下のとおりとする。

- (1) 対象ページの数 が 15 ページ未満の場合
JIS X 8341-3:2016 の「JB.1.1 ウェブページ単位」とし、「a 全てのウェブページを選択する場合」にある方法を用いて、全てのページで試験及び確認を実施すること。
- (2) 対象ページの数 が 15 ページ以上 39 ページ以下の場合
JIS X 8341-3:2016 の「JB1.2 ウェブページ一式単位」とし、「d ウェブページ一式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合」にある方法を用いて、両方のページを組み合わせ 15 ページ以上を選択して 試験及び確認を実施すること。なお、組合せにおける「ウェブページ一式を代表するウェブページ」と「ランダムに選択したウェブページ」の割合や、「ウェブページ一式を代表するウェブページ」で選択するページについては県と協議の上決定すること。

(3) 対象ページの数 が 40 ページ以上の場合

JIS X 8341-3:2016 の「JB1.2 ウェブページ一式単位」とし、「d ウェブページ一式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合」にある方法を用いて、両方のページを組み合わせて 40 ページ以上を選択して 試験及び確認を実施すること。なお、組合せにおける「ウェブページ一式を代表するウェブページ」と「ランダムに選択したウェブページ」の割合や、「ウェブページ一式を代表するウェブページ」で選択するページについては県と協議の上決定すること。

3 ウェブアクセシビリティ試験の報告

受託者は、試験の実施後、試験内容、試験結果、改善スケジュール等を記した試験結果報告書を提出し、県の承認を得なければならないこと。

4 保守・運用契約におけるウェブアクセシビリティ品質確保

受託者が保守・運用を行う場合、前項に定めるウェブアクセシビリティ試験のほか、県から契約期間中にウェブアクセシビリティに関する問合せがあった際、別紙のアクセシビリティ品質確認書により回答を行い、問題と認められた場合にはウェブアクセシビリティ品質確保のための修正を適宜実施または提案すること。